

大津市ガス特定運営事業等
モニタリング基本計画書

初版 平成30年 4月 3日

改訂 平成31年 3月27日

大津市企業局

【目次】

第1章 総論	1
1.1 モニタリング基本計画の目的	1
1.2 モニタリングに係る計画書	1
1.2.1 セルフモニタリング実施計画書	1
1.2.2 モニタリング実施計画書	2
1.3 モニタリングの構成	2
1.3.1 運営権者によるセルフモニタリング	2
1.3.2 本市によるモニタリング	3
1.3.3 検証委員会によるモニタリング	3
1.3.4 各モニタリングにおける当事者の役割・責任	3
1.4 モニタリングの対象業務	4
1.5 モニタリングに要する費用負担	4
1.6 モニタリング結果の公表	4
第2章 モニタリングの実施方法	5
2.1 モニタリングの基本的な考え方	5
2.1.1 小売業務のモニタリング	5
2.1.2 導管業務のモニタリング	5
2.1.3 LPガス業務のモニタリング	5
2.1.4 水道業務のモニタリング	5
2.1.5 任意事業のモニタリング	5
2.2 モニタリング方法	6
2.2.1 書類による確認	6
2.2.2 会議体による確認	6
2.2.3 現地確認	6
第3章 契約内容未達時の措置	7
3.1 契約内容未達時における措置	7
3.2 是正レベルの認定	9
第4章 事業終了時のモニタリング	10
4.1 基本的な考え方	10
4.2 確認方法	10
4.2.1 書類による確認	10
4.2.2 会議体による確認	10
4.2.3 現地確認	10
4.3 モニタリングの手順	10

第1章 総論

1.1 モニタリング基本計画の目的

大津市ガス特定運営事業等モニタリング基本計画書（以下「モニタリング基本計画」という。）は、大津市ガス特定運営事業等（以下「本事業等」という。）の実施期間中、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき選定された運営権者が、大津市ガス特定運営事業等公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）に定められた業務につき、大津市ガス特定運営事業等要求水準書（以下「要求水準書」という。）に定められた要求水準を安定的に充足しつつ確実に遂行していることを確認するために行われるモニタリングについて、基本的な考え方及び内容を示すものである。

1.2 モニタリングに係る計画書

本事業等におけるモニタリングは、①運営権者の行うセルフモニタリングに係る「セルフモニタリング実施計画書」と、②本市の行うモニタリングに係る「モニタリング実施計画書」に基づき実施するものとする。

1.2.1 セルフモニタリング実施計画書

応募者は、提案時において、モニタリング基本計画を踏まえ、表1-1に示す事項等を含むセルフモニタリング実施計画書（案）を作成し、本市に提出する。

優先交渉権者として選定された後、当該セルフモニタリング実施計画書（案）を基に、事業期間を通じて自ら実施するセルフモニタリングの指針となるセルフモニタリング実施計画書を作成し、本市の承諾を取得する。

表 1-1 セルフモニタリング実施計画書（案）の記載例（※）

大項目	中項目	小項目
総論	セルフモニタリング組織体制	・セルフモニタリング組織体制図 ・責任者
各論（本事業等全体、小売業務、導管業務、LPガス業務、水道業務、任意事業の業務毎）	セルフモニタリング実施手順	・書類区分ごとの確認者 ・実施手順 ・セルフモニタリングフロー図
是正措置	是正措置実施手順	・実施手順 ・是正計画実施フロー図
情報公開	情報公開の方針	・公開する内容・頻度・方法

※ 当該記載例は、あくまでもセルフモニタリング実施計画書（案）として記載すべき事項の一例であり、当該記載例を基に、民間事業者が実効的なセルフモニタリングの

ために自らの創意工夫によりセルフモニタリング実施計画書（案）を作成することが望まれる。

1.2.2 モニタリング実施計画書

本市は、運営権者との実施契約締結後、運営権者との協議を踏まえ、セルフモニタリング実施計画書を基に、本市や第三者モニタリング機関によるモニタリングを追加して、モニタリング実施計画書を作成する。

なお、モニタリング実施計画書は、以下の事由により変更する。

- ① 実施契約が変更された場合
- ② 要求水準書が変更された場合
- ③ その他、業務内容の変更が特に必要と認められた場合

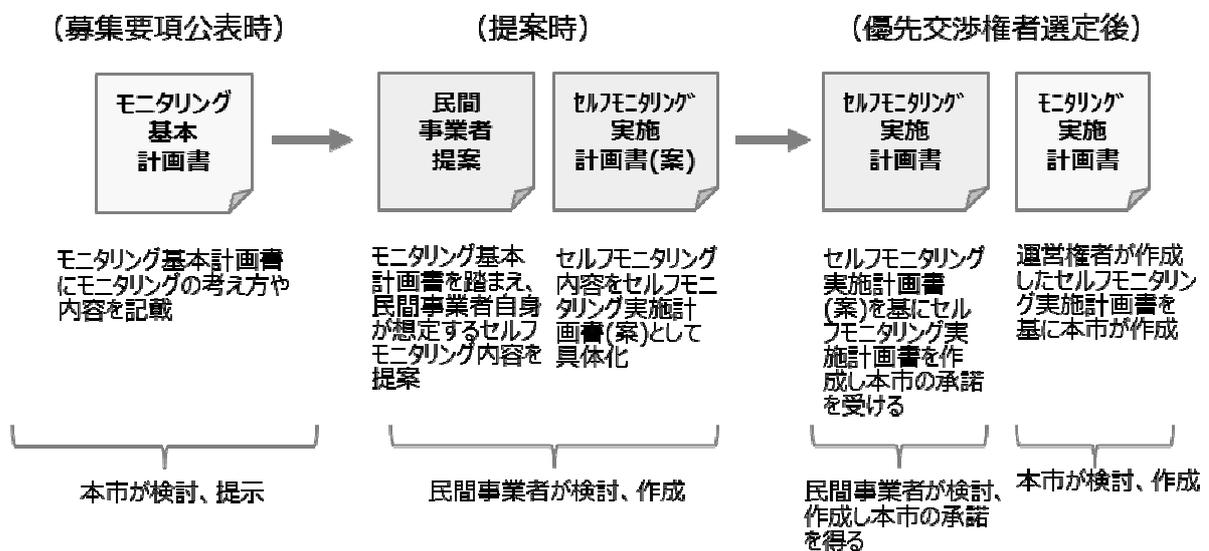


図 1-1 各計画書の位置付け

1.3 モニタリングの構成

本事業等におけるモニタリングは、「運営権者によるセルフモニタリング」、「本市によるモニタリング」及び「第三者モニタリング機関である大津市ガス特定運営事業等検証委員会（以下「検証委員会」という。）による本市モニタリング結果の検証」で構成される。

1.3.1 運営権者によるセルフモニタリング

運営権者は、自らが作成したセルフモニタリング実施計画書に基づき、本事業等の運営状況が要求水準書の基準を遵守しているかについて、セルフモニタリングを行う。

1.3.2 本市によるモニタリング

本市は、運営権者のセルフモニタリングの結果を踏まえ、モニタリング実施計画書に基づき、運営権者から提出された書類や会議体での報告を基にモニタリングを行う。なお、本市が必要と判断した場合は、本市は現地確認を行う場合がある。

1.3.3 検証委員会によるモニタリング

運営権者における要求水準の達成状況や経営状況等について、学識経験者等の知見を活用したモニタリングも併せて実施する。学識経験者等で構成する検証委員会によるモニタリングは、本市によるモニタリングの結果につき客観的かつ専門的な知見に基づく精査を行うことにより、本市によるモニタリングの公平性を担保することなどを目的としている。検証委員会は、当該モニタリング結果に基づき本市に対して報告を行う。

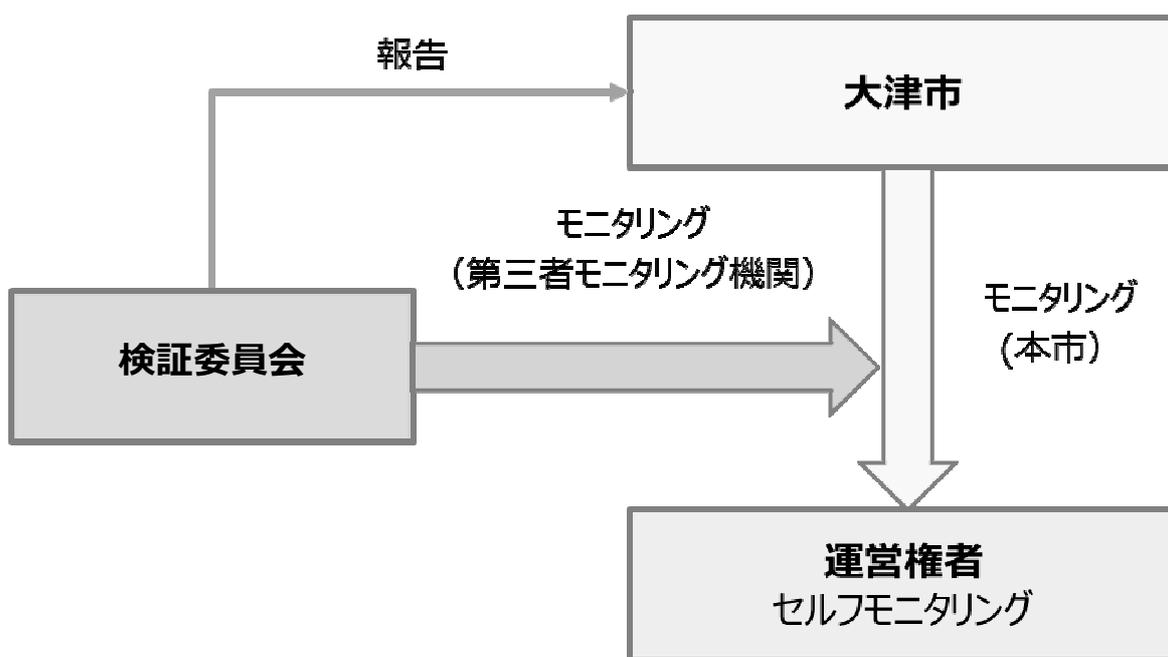


図 1-2 モニタリングの構成

1.3.4 各モニタリングにおける当事者の役割・責任

(1) 運営権者

運営権者は、セルフモニタリング実施計画書に基づき適切にセルフモニタリングを実施するとともに、本市及び検証委員会の実施するモニタリングに関し、本市及び検証委員会からの各業務内容の説明等の要請に対して応じなければならない。

(2) 本市

本市は、モニタリング実施計画書に基づき適切にモニタリングを実施するとともに、検証委員会の実施するモニタリングに対して協力し、その報告を真摯に検討しなければならない。

(3) 検証委員会

検証委員会は、本市の行うモニタリング結果を対象とするモニタリングを通じて運営権者における要求水準の達成状況や経営状況等を確認する（なお、検証委員会は、当該モニタリングとは別に、運営権者から料金上限の改定の発意があった場合、本市の要請に基づき、審議することを予定している。）。

1.4 モニタリングの対象業務

モニタリングの対象業務は、以下の通りとする。

- ① 小売業務
- ② 導管業務
- ③ LPガス業務
- ④ 水道業務
- ⑤ 任意事業
- ⑥ 事業終了にあたっての引継業務

1.5 モニタリングに要する費用負担

本市及び検証委員会が行うモニタリングに要する費用については、本市が負担する。
運営権者が行うセルフモニタリングに要する費用については、運営権者が負担する。

1.6 モニタリング結果の公表

本市は本市及び検証委員会が実施したモニタリングの結果について、本市ホームページにおいて定期的に公表する。運営権者は本市の公表に協力するものとする。

第2章 モニタリングの実施方法

2.1 モニタリングの基本的な考え方

本事業等は、従前本市において営まれてきた公共性の高いサービスにつき、運営権者が本市に代わって長期にわたり、担うものであることに鑑み、運営権者における各業務の履行が、要求水準を確実に充足することが極めて重要となる。モニタリングは、「運営権者によるセルフモニタリング」、「本市によるモニタリング」及び「検証委員会による本市モニタリング結果の検証」において、それぞれ異なる角度からの監視を通じ、要求水準が充足されているかについて万全の確認を行い、健全な事業経営及び業務遂行を果たし、市民の利益を守ることを目的とする。

2.1.1 小売業務のモニタリング

小売業務のモニタリングは、本事業等において、運営権者の業務執行体制や財務を理由とするガス小売事業に係るサービスの提供の停止や業務継続が困難になるなどの事態を回避するために行う。

2.1.2 導管業務のモニタリング

導管業務のモニタリングは、本市が最終責任を負う一般ガス導管事業の維持管理の目的達成のために、本事業等において運営権者の業務執行体制や必要な各業務が要求水準を満たして適切に実施されているかについての確認を行う。

2.1.3 LPガス業務のモニタリング

LPガス業務のモニタリングは、本市が最終責任を負うLPガス業務の維持管理の目的達成のために、本事業等において運営権者の業務執行体制や必要な各業務が要求水準を満たして適切に実施されているかについての確認を行う。

2.1.4 水道業務のモニタリング

水道業務のモニタリングは、本市が最終責任を負う水道業務の維持管理の目的達成のために、本事業等において運営権者の業務執行体制や必要な各業務が要求水準を満たして適切に実施されているかについての確認を行う。

2.1.5 任意事業のモニタリング

任意事業のモニタリングは、運営権者が提案・実施する任意事業に関し、運営権者が関係法令を遵守し、運営権設定対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を実施しているか、任意事業が義務事業との間で区分経理を行い、独立採算を基本とすることにより本事業等全体の健全性を損なうものでないかなどについての確認を行う。

2.2 モニタリング方法

2.2.1 書類による確認

本事業等においては、運営権者がその責任の下で各業務等を遂行することに鑑み、まずは運営権者自らが、セルフモニタリングとして各業務の進捗状況及び要求水準の充足状況、財務状況、課題等を確認し、その結果を書類にまとめ、本市に報告するものとする。本市は当該書類の内容を基にモニタリングを行う。運営権者が作成し、本市に対して提出することを要する各書類の内容や頻度、これに対する本市によるモニタリングの視点等を大津市ガス特定運営事業等モニタリング実施計画書にまとめており、運営権者は、同計画書に従い各書類の作成及び提出を行わなければならない。

2.2.2 会議体による確認

本市及び運営権者は、表 2-1 に示す会議体を設置する。本市はこれらの会議体の開催を通じて、業務の進捗状況及び要求水準の充足状況、財務状況、課題等を確認し、対応方針について運営権者と協議を行う。なお、本市が必要と認める場合は、本市と運営権者は、随時、別途会議体を設けるものとする。

また、運営権者は、当該会議体のほか、本市議会や地元住民との協議会等において、本市がモニタリングについての説明等を行う場合、本市に必要な協力を行うものとする。

表 2-1 会議体の設置

会議体名	構成	議題	頻度
年度事業報告会	・本市 ・運営権者	・事業結果（決算、財務状況、要求水準の充足状況）の確認 ・課題の確認 ・事業計画の確認 等	1回／年
四半期業務報告会	・本市 ・運営権者	・業務進捗状況、収支状況、財務状況、要求水準の充足状況の確認 ・課題の確認 等	1回／四半期
月例報告会	・本市 ・運営権者	・業務進捗状況、要求水準の充足状況の確認 ・課題の確認 等	1回／月

2.2.3 現地確認

本市が必要と判断した場合、本市は現地における確認を行う。運営権者は、本市の現地確認に必要な協力を行うものとする。

第3章 契約内容未達時の措置

3.1 契約内容未達時における措置

3.1.1 措置

本市は、第2章に定めるところに従い実施したモニタリングの結果、運営権者において実施契約及び要求水準書で規定する内容を充足していないと判断される事象（以下「契約内容未達」という。）の存在を認識した場合、以下の措置を行うものとする。

(1) 業務改善指導

本市は、契約内容未達がレベル1に該当すると認定した場合、運営権者に対して、文書にて当該状況の業務改善指導を行うものとする。

運営権者は、本市から業務改善指導を受けた場合、本市との協議を踏まえて是正対策と是正期限について定めた是正計画を作成し、本市の承諾を得て策定するものとする。運営権者は、当該計画に基づき、是正を行うものとする。

本市は、当該計画に定めた是正期限の到来又は運営権者の業務改善指導への対応完了の通知を受けて随時モニタリングを行い、当該是正が行われたかを確認する。

(2) 業務改善勧告

本市は、3.1.1 (1) の是正が行われていないと判断した場合又は契約内容未達がレベル2に該当すると認定した場合、運営権者に対して、文書にて業務改善勧告を行う。

運営権者は、本市から業務改善勧告を受けた場合、本市との協議を踏まえて是正対策と是正期限について定めた是正計画を作成し、本市の承諾を得て策定するものとする。運営権者は、当該計画に基づき是正を行う。

本市は、当該計画に定めた是正期限の到来又は運営権者の業務改善勧告への対応完了の通知を受けて随時モニタリングを行い、当該是正が行われたかを確認する。なお、業務改善勧告については、本市が必要と判断した時、その内容を公表することができる。

(3) 業務改善命令

本市は、3.1.1 (2) の是正が行われていないと判断した場合又は契約内容未達がレベル3に該当すると認定した場合、運営権者に対して、文書にて業務改善命令を行うものとする。この場合、本市は、運営権者に当該是正対象の行為を即座に中止するよう命令することができる。

運営権者は、本市の命令に従うとともに、是正が行われていると認められない理由書及び本市との協議を踏まえて是正対策と是正期限について定めた是正計画を作成し、本市の承諾を得るものとする。運営権者は、当該計画に基づき是正を行う。

なお、業務改善命令については、本市が必要と判断した時、その内容を公表することができる。

3.1.2 契約解除

(1) 是正未達による解除

3.1.1 の措置にもかかわらず、是正が行われていると認められない場合、実施契約書第 56 条第 1 項第 9 号に基づき、本市は、運営権者に催告することなく実施契約を解除することができる。

(2) 本市への著しい信用失墜行為による解除

上記(1)に加え、運営権者の組織的な不正や体制不備等に起因する契約内容未達であり、本市の信用を著しく失墜する行為が発生した場合（契約内容未達の度重なる発生を含む。）、実施契約書第 56 条第 1 項第 9 号に基づき、本市は運営権者に催告することなく実施契約を解除することができる。

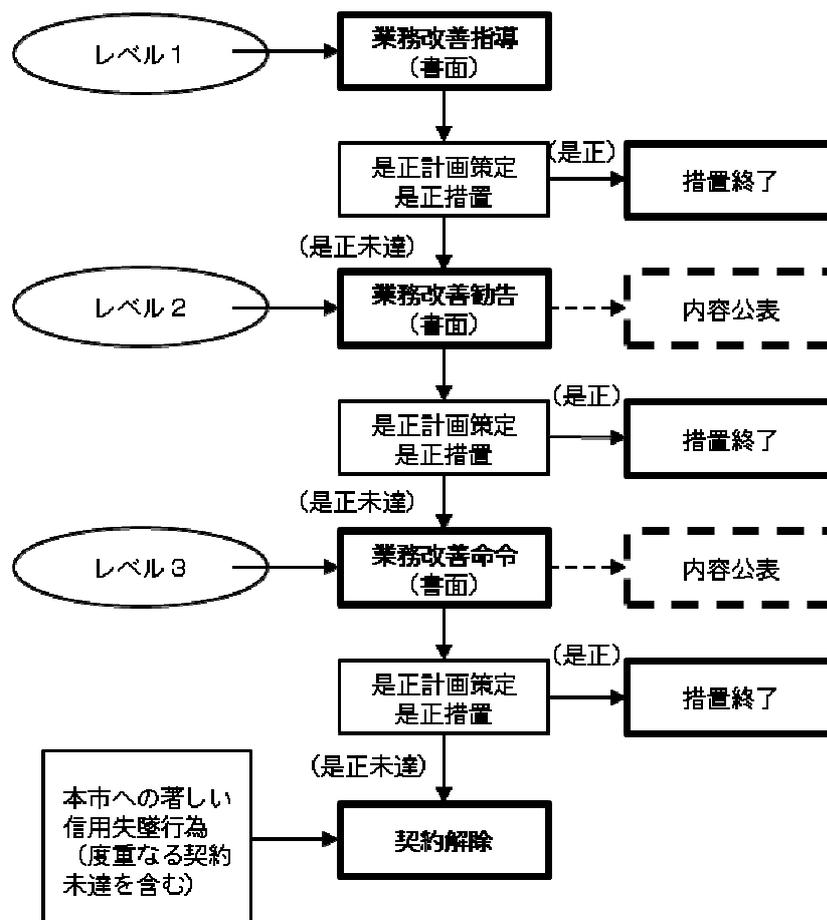


図 3-1 契約内容未達時における措置の概要

3.2 是正レベルの認定

本市は、契約内容未達が発生した場合、表 3-1 に従い、是正レベルの認定を行い、運営権者に通知する（なお、下記表中の事象例はあくまでも例示であり、各事象は各時点における状況等により異なる。）。

表 3-1 本市の是正レベルの認定基準

認定レベル	事象
レベル 1	<p>要求水準の未達成となるものの、法令等で義務付けられている業務水準の違反とはならない契約内容未達</p> <p>(事象例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体制整備に関する軽微な未充足 ・ 需要家からの苦情の頻発 ・ 緊急保安における保安措置の技術面での不備 ・ 修繕工事における施工不良の頻発 ・ 点検等において本市が法定レベルを超えて要求する水準の未達成 ・ 業務従事者の教育における不備
レベル 2	<p>要求水準の未達成となり、かつ法令等で義務付けられている業務水準の違反ともなる契約内容未達</p> <p>(事象例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売業務の需要家に対する悪質営業 ・ 業務に必要な資格者整備の未充足 ・ 一般ガス導管事業の中立性に関する違反
レベル 3	<p>要求水準の未達成となり、かつ法令等で義務付けられている業務水準の違反ともなる契約内容未達であり、本事業等の継続に重大な影響を及ぼすもの</p> <p>(事象例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売業務の需要家に対する著しい悪質営業 ・ 業務管理に起因する大規模な事故・火災・労働災害（死亡事故）の発生 ・ ガス事故速報が必要な場合での本市への報告の遅れ

第4章 事業終了時のモニタリング

4.1 基本的な考え方

運営権者は、本市との協議に基づき、引継書を作成し、本市に提出する。

4.2 確認方法

4.2.1 書類による確認

運営権者は、事業終了に際して以下に示す提出書類を本市に提出し、確認を受ける。

表 4-1 事業終了時のモニタリングに係る書類

提出書類	提出時期
引継書	事業終了日まで（ただし、暫定版を180日前までに提出）
その他本市が必要とする書類等	事業終了日又は本市の指定する日まで

4.2.2 会議体による確認

本市と運営権者は引継に必要となる協議を適宜実施する。

4.2.3 現地確認

書類及び会議体における確認の結果、本市が必要と判断した場合、本市は現地確認を行う場合がある。運営権者は本市の現地確認に必要な協力を行う。

4.3 モニタリングの手順

本市は、書類及び会議体における決定事項に基づき、モニタリングを行う。